

公益社団法人 神田法人会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人神田法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の主たる事務所は東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に務め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資する事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は主に、神田税務署管内を中心に東京都内において行う。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 主として神田税務署管内に所在し、本会の目的及び事業に賛同して入会した法人
- (2) 準会員 主として神田税務署管内に所在し、本会の目的及び事業に賛同して入会し

た法人の事業所

(3) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助する為、寄付をした法人または個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会届けにより申し込みをし、入会することができる。

2 前項にかかわらず、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は、入会を認めないこととする。

(会 費)

第 7 条 会員は本会の運営・維持等に必要な費用として、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 法人の解散または事業所の閉鎖

(3) 除名

(4) 正当な理由がなく会費を 2 年以上滞納したとき

(5) 死亡

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、理事会が別に定める所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の 1 週間前迄にその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 総 会

(種類及び構成)

第 11 条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、

通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会はこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 13 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 総会は理事会の決議に基づき第 19 条に規定する会長が招集する。
- 3 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた時
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の要請があったとき
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の 2 週間前までに通知する。

(議 長)

第 14 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決 権)

第 15 条 正会員は各 1 個の議決権を有する。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができ、この場合、当正会員は出席をしたものとする。

(決 議)

第 16 条 総会の決議は、総議決権数の過半数の会員の出席をもって成立し、且つ、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権数の 3 分の 2 以上をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散又は合併
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事の選任においては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の数が第 18 条の定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの得票数の多い順とする。

(議 事 録)

第 17 条 総会の議事については法令の定めるところにより議事録を書面または電磁的記録をもって作成し、議長及び出席した正会員のうちから総会において選出した議事録署名人 1 名が署名捺印または電子署名をしなければならない。

第 5 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 18 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 30 名以上 50 名以内
- (2) 監 事 3 名以内

(役員を選任等)

第 19 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は会長、業務執行理事は副会長に就任する。
- 4 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長とする。
- 5 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 22 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前項の規定に係わらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員 解任)

第 23 条 第 10 条第 1 項各号の一に類する事実又は本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合は、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(役員 報酬等)

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員報酬等に関する規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任 免除)

第 25 条 本会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問 及び 相談役、 参与)

第 26 条 本会に、任意の機関として顧問及び相談役、参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役、参与は、理事会において選任及び解任する。

3 顧問及び相談役、参与の任期については第 22 条第 1 項の規定を準用する。

4 顧問及び相談役、参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

5 顧問及び相談役、参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 27 条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項の決議を行う。

(1) 総会の招集に関する事項の決定

- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(開催、招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 93 条第 3 項により会長以外の理事が招集する場合及び同法第 101 条 3 項により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、理事又は監事より招集の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権、決議)

第 31 条 理事は各 1 個の議決権を有し、理事会の決議は、この定款に別段の定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した議長及び監事が署名捺印または電子署名をしなければならない。

第 7 章 委員会、部会及び地区・支部

(委員会)

第 34 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により委員会を設けることができる。

- 2 委員会正副委員長は理事より就任する。
- 3 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決定により別に定

めるところによる。

(部 会)

第 35 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により部会を設けることができる。

2 部会長は理事より就任する。

3 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決定により別に定めるところによる。

(地区及び支部)

第 36 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により地区及び地区内に支部を設けることができる。

2 地区長は理事より就任する。

3 前項に定める地区及び支部の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決定により別に定めるところによる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生じる収入

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度開始日の前日から当該事業年度の末日までの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受

けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法令の定めるところにより据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 監査報告
- (6) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第43条 本会は、総会の決議によって合併することができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出ねばならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人（法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人）または国若しくは地方公共団

体に贈与するものとする。

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名、職員2名以上を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て選任及び解任をする。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公告)

第47条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子広告をすることができない場合は官報による。

第10章 補 則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。
原田恒男
- 3 本会の最初の副会長は次のとおりとする。
保志場宏、井上貴夫、三井宏允、佐藤友行、平岡祐介、藤井隆太、中村 匠
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。